

重要事項説明書(Looop ガス)

大切なお知らせですので、下記の事項を十分にお読みください。

本書では、当社がお客様にガスを販売する際の条件を概説します。詳しくは当社ガス取次約款等(第2条(1)に定義する。)をご確認願います。

1. ガス小売事業者について

当社は株式会社 CD エナジーダイレクト(以下、「CDE」といいます。)(ガス小売事業者登録番号 A0064)との取次契約に基づき、CDE のガスをお客様に対して供給いたします。

2. お申し込みの方法

- (1) 当社の基本約款および適用される個別約款、ガス料金種別定義書および本書面(以下、「ガス取次約款等」といいます。)を承諾の上、当社ホームページ(<https://looop-denki.com/home/>)のお申し込みフォームよりお申し込みいただけます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- (2) ガス需給契約のお申し込みをされる場合は、あらかじめ次の事項を承諾の上、お申し込みいただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客様に承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ア 一般ガス導管事業者が託送供給約款において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - イ CDE が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
 - ウ 法令に定める直近の消費機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者から CDE へ提供すること。
 - エ 消費段階における事故が発生した場合には、当社が、CDE を介して一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること。

3. お申し込みにもなう不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- (1) 現在のガス需給契約を解約すると、現在お客様がご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- (2) 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- (3) 現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- (4) 現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。

- (5) 現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅し、継続利用期間に応じた割引を受けられなくなる可能性があります。
- (6) 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。
- (7) 現在のガス需給契約を解約することにより、それまでのガス会社では取り扱っていたサービスをご利用いただけなくなることがあります(例: 検針票の戸別配布、季節的な一時閉栓など)。

4. ガス需給契約の成立および加入要件

- (1) ガス需給契約は、お客様のお申し込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払い状況(当社の他の契約の料金支払状況を含みます。)、その他の状況を考慮し、申し込みを承諾することが適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
- (3) ガス需給契約締結の要件として、特段の事情がない限り、次に掲げる事項を遵守いただきます。
 - ア 当社と電気需給契約を締結していること
 - イ 電気需給契約とガス需給契約の使用場所が同一であること
 - ウ 電気料金とガス料金を、当社の定める方式により一括してお支払いいただくこと

5. 供給開始の予定年月日

- (1) 現在ご契約中のガス小売事業者からの切り替え(以下、「スイッチング」といいます。)により供給を開始する場合は、原則として、一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日の翌日を供給開始予定年月日といたします。
- (2) お引越等により、新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定年月日は、お客様が希望される日を基準として、協議の上決定することといたします。
- (3) 供給開始予定年月日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により供給開始予定年月日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定年月日は手続きの都合により変更となる場合があります。
- (4) 現在ご契約中のガス小売事業者への解約連絡は、原則として、当社がお客様に代わり行いますので、当社の供給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者との契約は解約されます。
- (5) 万が一、供給開始予定年月日より前にガス需給契約の申し込みをキャンセルされる場合(スイッチングの場合を含みます。)は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

6. ガス使用量・料金算定について

- (1) ガス使用量の検針は一般ガス導管事業者が行い、その使用量をもとに当社が料金を計算いたします。
- (2) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送供給約款に定める検針日(以下、「検針日」といいます。)の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割り計算いたします。
- (3) ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。
- (4) 単位料金は原料価格の変動に応じて毎月調整いたします。

[計算方法]

ガス料金＝基本料金＋従量料金(単位料金×ガス使用量)

- (5) ガス料金メニューの料金表および適用条件は、料金種別定義書およびパンフレットをご確認ください。
- (6) ガス使用量および請求金額は、当社所定のウェブサイトにてご確認ください。

7. お支払い時期および方法

- (1) 支払い期日は請求を行った月の翌月末日といたします。
- (2) ガス料金の支払いは、お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、当該クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法によって、お支払いいただきます。ただし、当該支払いの費用は、お客様の負担といたします。
- (3) 工事負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて銀行振込または払込票で支払方法によりお支払いいただきます。
- (4) その他、お客様がガスを不正に使用した際の違約金等、一般ガス導管事業者から、当社または CDE に請求される費用についても、同様にお客様に請求いたします。

8. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは次のとおりです。

(1) 熱量

標準熱量 45 メガジュール、最低熱量 44 メガジュール

(2) 圧力

最高圧力 2.5 キロパスカル、最低圧力 1.0 キロパスカル

(3) ガスグループ

13A

9. ガス料金の改定その他契約変更に関するお客様の承諾について

- (1) 当社は、他のガス小売事業者の料金が改定された場合や、託送約款等の改定または調達費用の変動等により料金値上げが必要となる場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合、ガス取次約款等を改定することがあります。その場合、新たなガス料金、およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、電子メールその他当社が適当と判断した方法により、お客様に通知いたします。
- (2) 新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たなガス取次約款等の適用開始日の 6 営業日前までに当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- (3) 解約のお申し出が上記期限まででない場合は、ガス取次約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。

- (4) 本約款を変更する場合(次項に規定する場合を除く)において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとし、
- (5) 本約款等を変更しようとする場合(法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わないもの)において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これを行わないものとし、

10. お客様からの申し出による契約の変更・解除

- (1) 転居等の理由により解約を希望される場合は、本書面末尾記載の「Looop でんき お客様窓口」(以下、「お客様窓口」といいます。)まで、ガスの供給停止を希望される日の 6 営業日前までに当社にお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。なお、お申し出を 6 営業日前までに頂いていない場合であっても、一般ガス導管事業者との契約終了のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生したガス料金はお客様負担となる場合がございます。
- (2) お客様が同一の需要場所においてガスの契約先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合、当社への解約のお申し出は不要です。この場合、新たなガス小売事業者に対して供給のお申し込みをしてください。
- (3) その他の契約の変更の際は、お客様窓口までご連絡ください。
- (4)

お客さまが訪問販売または電話勧誘販売により契約の申込みをし、または契約を締結された場合、別途送付する「契約内容の重要なお知らせ」を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームにより無条件で申込の撤回または契約の解除を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)またはお問い合わせフォームを送信した時から発生します。クーリング・オフを行う場合、お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて、8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームによるクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ下記連絡先まで書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームにて通知ください。

名称:株式会社 Looop

住所:東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号 上野フロンティアタワー

お問い合わせフォーム:<https://looop-denki.com/home/contact/>

11. 当社からの申し出による契約の解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様についてガス需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までにお客様に対して解約通知をいたします。

- (1) ガス取次約款等によってガスの供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- (2) お客様がその供給場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかと当社が判断した場合、この場合、事前の解約通知なくガス需給契約の解約をする場合があります。
- (3) 支払期日を 15 日経過してもお客様が料金をお支払いされない場合
- (4) お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務を含みますがこれらに限りません。)を支払わない場合
- (5) お客様が、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法によらずに支払った場合
- (6) その他お客様がガス取次約款等に違反された場合

12. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- (1) ガス工事をお申し込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- (2) 内管、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客様の所有とし、お客様の費用負担で設置していただきます。
- (3) ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客様にご負担いただきます。
- (4) 供給管は一般ガス事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス事業者が負担いたします。ただし、お客様の依頼により供給管の位置替え等を行う場合は、これに要する工事費はお客様にご負担いただきます。
- (5) 本支管および整圧器(お客様のために設置される整圧器は除きます。)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税相当額を加えたものを工事負担金としてお客様にご負担いただきます。
- (6) その他設備に関するお客様の費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものとします。

13. 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- (1) 内管およびガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客様の資産となる供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客様の資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (2) CDE または一般ガス導管事業者は、お客様に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (3) CDE はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- (4) お客様はガス漏れを検知したときは、直ちにメーターガス栓その他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (5) お客様は、CDE および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (6) その他保安について、ガス取次約款等の「保安に対するお客様の協力」、「お客様の責任」に定められた事項を遵守していただきます。

14. 託送約款等に定められたお客様の責任に関する事項

- (1) ガスの使用にあたり、託送約款等に定められる以下の事項について承諾いただきます。
- ア 必要な業務のために、お客様の供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入ること
 - イ ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客様のガスの使用を中止または制限すること
 - ウ ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き設置させていただくこと
- (2) ガス供給にともない必要なお客様の協力、保安等や調査に対するお客様の協力等、託送約款等に定められるお客様の協力に関する事項について承諾いただきます。

15. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報（お客様から直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を「個人情報の取り扱いについて」（<https://loop-denki.com/policy/>）定めるとおりに利用いたします。

16. その他

本書面に記載のない事項については、ガス取次約款等に記載の内容によるものとします。本書面とガス取次約款等の間に矛盾抵触がある場合、本書面が優先して適用されるものとします。

■取次事業者

株式会社 Loop

申込状況の確認、解約、ご契約の変更手続き等、ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください

Loop でんき お客様窓口

TEL:0120-718-507(年中無休 9:00~20:00)

<https://loop-denki.com/home/>

■ガス小売事業者

株式会社 CD エナジーダイレクト(ガス小売事業者登録番号 A0064)

TEL:0570-037-874(受付時間 平日:9:00-19:00、土日・祝:9:00-17:00)

<http://www.cdedirect.co.jp/>